

更生保護事業分野における対応指針案に係るパブリックコメントの結果

| NO. 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| 【第2の1(2)】 | |
| <p>1 「正当な理由に相当するか否かについて」の後に、正当な理由を拡大解釈して、対応をしないということがないような文言を入れるべき。例えば経済産業省は「具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく」という文言が入っています。</p> <p>(理由)特に知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、また、所内の安全のため、と差別的な対応をされている例が多くあります。「やむを得ないから」隔離や無視ではなく、障害をもつ者への合理的配慮を考えることにより、社会復帰が可能となり、再発防止にもつながると、事業所が認識することが大事だと思うからです。</p> | <p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>「正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに</u>」</p> |
| <p>2 以下を挿入すべき。「なお、『客観的に判断する』とは、主観的な判断にゆだねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような『客観性』が必要とされるものです。また、『正当な理由』を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。」</p> <p>(理由)正当な理由が当事者と家族などではなく、あくまでも事業者側に委ねられており、無限に拡大解釈されてしまうおそれがある。障害者の特性、程度、種類等はさまざまであり、それぞれの障害者が不当な差別的取扱いをされないこと、合理的配慮をすることがこの法の趣旨である。差別を禁止する法の趣旨を鑑み正当な理由については上記の文言を追加し極めて限定的にすべきである。</p> | <p>「正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに</u>」</p> |
| <p>3 「事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。」の後に、「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」の文言を追加すべき。</p> <p>(理由)障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。</p> | <p>なお、事業者の説明に納得できない場合については、第3「事業者における相談体制の整備」又は基本方針第5の2「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を御参照ください。</p> |
| 【第2の2(1)ア】 | |
| <p>4 「合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。</p> | <p>「合理的配慮」については、基本方針において基本的な考え方が整理されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としています。</p> |

【第2の2(1)ウ】

| | | |
|---|--|---|
| 5 | <p>下線部のとおり文言を追加すべき。「ウ意思の表明に当たっては…障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介するものを含む。)により実施される。 <u>障害者による意思の表明を可能にするために、事業者においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者)を用意すること。</u> なお、…当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために<u>コミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者を含む)を用意する等により建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。</u> (理由)障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、コミュニケーションを支援する者についても明記する必要と考えるため。</p> | <p>障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であることについて事業者に御理解いただき適切に取り組んでいただけるよう、努めてまいります。</p> |
| 6 | <p>「意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。」とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。</p> | |
| 7 | <p>「意思の表明が困難な障害者が、家族や介助者を伴っていない場合」でも、「建設的な対話を働きかける」ために、「建設的な」の前に「知的障害・精神障害の特性に通じた支援者の協力のもと」という文言を入れてください。 (理由)軽犯罪を犯した知的障害、発達障害、精神障害をもつ者は、その障害の特性を理解してもらえず、差別的な対応をされている例が多くあります。知的障害者・精神障害者を理解し、対応するということは、とても根気がいるものです。突然パニックになったり、鼻につく話し方しかできなかつたり。でもそれは理由があります。これらは理解がないと難しいものです。これまでは多忙な職員が対応することで不当な差別的扱いを見過ごす結果が多かったのだと思います。安定して対応できる支援者を入れることで、トラブルも少なくなるのではないのでしょうか。</p> | |

【第2の2(2)】

| | | |
|---|--|--|
| 8 | <p>「事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。」の後に「理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。」の文言を追加すべき。 (理由)障害者から理解を得られない場合には、相談窓口が事業者と障害者の間に入ることで、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。</p> | <p>事業者の説明に納得できない場合については、第3「事業者における相談体制の整備」又は基本方針第5の2「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」を御参照ください。</p> |
| 9 | <p>「○費用負担の程度」の項を削除されたい。 (理由)費用が発生するので手話通訳者または要約筆記者を頼まないなど、意思疎通の権利が金銭に換算される風潮を助長する書き方には違和感を感じる。</p> | <p>「過重な負担」については、基本方針において基本的な考え方が整理されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としています。</p> |

| 【第3】 | | |
|------|--|--|
| 10 | <p>「実際の相談事例については個人情報の保護に留意しつつ、順次蓄積し」と文言を修正すべき。 (理由)“・・実際の相談事例については順次蓄積し・・・”の表現について、相談者の個人情報やプライバシーはどうかと、相談に二の足を踏みかねません。</p> | 御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。「実際の相談事例については、 <u>相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積し</u> 」 |
| 11 | <p>下記のとおり文言を修正すべき。「また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時には、電話、FAX、電子メール、点字、拡大文字、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応する。」 (理由)事業者として相談の多様な手段の確保をする必要と考えるため。</p> | 御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。「相談時には、 <u>性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メール、また、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応することが望ましい。</u> 」 |
| 12 | <p>下記の文章を追加すべき。「なお、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への的確な対応を推進するため、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者の配置や職員研修等により、窓口担当者の専門性と客観性を確保することが重要である。」 (理由)相談への対応にあたり、“既存の相談窓口の活用や・・”とあるが、これでは本当に障害者及びその家族等の相談に的確に対応できるのか、障害の特性についての理解及び客観性の確保がなければ的確な対応ができないのではないかと、大変、危惧と不安感を感じる。</p> | |
| 13 | <p>「相談窓口を整備することが重要である。」の後に以下の文章を追加すべき。「なお、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。」 (理由)障害の特性についての理解がなければ、障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができないと考えるため。</p> | |
| 14 | <p>以下の文言を追加すべき。「相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。」 (理由)障害者と担当者間で解決が難しい案件は相談窓口を中心に調整し、解決に当たれるよう明文化が必要なため。</p> | 個々の事業者における相談体制の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 15 | <p>「相談者の性別に配慮した相談体制とするよう、相談体制のなかに女性を必ず配置する」を追加してください。 (理由)相談者の性別に配慮した相談のために不可欠なことです。男性のみの相談窓口の場合、女性は相談することさえ困難な場合が多いです。また、別途述べるとおり、相談体制にあたる人をはじめとした研修啓発も重要です。もしも相談窓口が障害のある女性の複合的な困難について正しく理解していなければ、窓口において更にハラスメントや、対応回避、放置を重ねることもありえます。</p> | |

| | | |
|--------|---|--|
| 16 | <p>それぞれ「障害者に対し適切に対応するために、障害当事者とその家族や介助者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士等と十分な協力連携を図る」を追加挿入する。 (理由)障害は多種多様であり、千差万別であり、ひとりひとり全く異なる。障害当事者への理解がない者が対応することにより、障害者に対し不当な差別的取扱いや合理的な不提供がなされないことにより、非常に重大な人権侵害がおこる可能性が考えられる。したがって協力・連携が図られるべきである。</p> | |
| 【第4】 | | |
| 17 | <p>「障害のある女性などの複合的な困難に関して、研修・啓発のプログラムに入れる」ことを追加してください。 (理由)障害のある女性の複合的な困難などの問題を正しく理解し、十分な配慮をもって対応できるようにするためです。 「婦人保護施設」入所者の人権と福祉のために、そのなかでも、複合的差別ゆえに困難が大きい障害がある女性に必要なサポートが届くようにするうえでも、研修が重要です。</p> | <p>個々の事業者における研修・啓発の具体的な在り方に係る事項と考えられるため、対応指針に盛り込むことはいたしません。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 18 | <p>(4)職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにすることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。</p> | |
| 【別紙の1】 | | |
| 19 | <p>「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」をこの段落の最後に追加していただきたい。 (理由)随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがありますが、健常者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。 私達、NPO法人全国言友会連絡協議(全言連)は、吃音(どもること)がある人達のセルフヘルプグループの全国的な組織です。 吃音(Stuttering)とは、音の繰り返し、ひき伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。例えば「きききききのう…」と単語の一部を何度も繰り返したり、「……きのう」と最初の言葉が出なかったり、スムーズな会話が自分の意思と反して出来ない状態の事です。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っています。いわゆるコミュニケーション上の障害といえます。</p> | <p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。「<u>障害を理由として</u>」</p> |
| 20 | <p>以下を挿入する。○更生保護施設において、障害を理由に必要なプログラムが組まれないこと。また必要なプログラムを行う際に、障害の状態に応じた必要な支援が得られないこと。○更生保護施設において障害当事者に必要な医療が提供されないこと、また当事者家族の同意がなく、事業者の都合で薬物投与がなされること。○更生保護施設において、障害の特性に対する理解がないまま、障害者に対して、暴力、暴言、差別的な言動をすること。</p> | <p>第2の1(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考にさせていただきます。</p> |

| 【別紙の3(1)】 | | |
|-----------|--|---|
| 21 | 以下を具体例に加えるべき。「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」 (理由)聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、子どもから大人まで誰もが分かる方法で、対応するべき。 | 第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。 |
| 22 | 以下を具体例に加えるべき。「館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示する。」 | |
| 23 | 「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。 | |
| 【別紙の3(2)】 | | |
| 24 | 下線部文言の追加「 <u>○必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を用意する。</u> 」 (理由)意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。 | |
| 25 | 下線部・追加「 <u>○問合せ等の際し、電話・FAX番号やメールアドレスを明記したり、インターネット画面への入力など、視覚障害者や聴覚障害者のいずれとも対応できるようにする。</u> 」 (理由)問合せ等の際し、音声によるもの(フリーダイヤル又は問い合わせ先は電話番号しか明記されていない)がほとんどであるのが現状です。音声及び音声に代わる問い合わせ方法の両方を兼ね備えることを、具体例として示すべきと考えるため。 | |
| 26 | 下記を加えて下さい。「具体例:資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚また聴覚に障害のある保護者や知的障害を持つ保護者に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」 | |
| 27 | 「館内放送や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。」を明記する。 理由:聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からないため、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で対応するべき。 | |
| 28 | 「 <u>○必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。</u> 」を追記 理由:意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。 | |

| | |
|----|--|
| 29 | <p>合理的配慮に当たりうる意思疎通の具体例は当事者家族介助者と障害者団体等と連携協力を図ること。また対応指針の具体例については、随時挿入、追加すること。</p> <p>また以下を挿入する。○疲れやすい痙性のある脳性まひなどの身体障害者に対して、ソファやベッドなどを用意し、本人の意思表示を聞き適宜休憩を取りながら更生保護を行う。○知的発達身体障害者など、コミュニケーション支援が必要な障害者に対して、意思疎通を支援する支援者、家族などの人的な支援を必ず行うこと。人権侵害の法務省の窓口においてもコミュニケーション支援が必要な障害者に対して、意思疎通を支援する、支援者、家族などの人的な支援を必ず行うこと。○法務省の人権窓口の相談窓口においても上記に記載した人的な支援を必ず行うこと。</p> <p>(理由)障害当事者に必要不可欠な合理的配慮であるため。</p> |
| 30 | <p>以下を追加挿入する。「意思伝達に関してコミュニケーション支援が必要な知的・発達・身体障害者に対し、障害者の家族や介助者等や手話通訳者等障害者がコミュニケーションを図るために人的支援を漏れなく受けることができること。</p> <p>(理由)必要不可欠な合理的配慮である。</p> |
| 31 | <p>障害特性に応じた具体的対応例に、発話の障害である吃音(きつおん・どもり)をもっと詳細に記述してほしい。</p> <p>対応指針を修正加筆したうえでさらに吃音のことも具体的に記述をしてほしい。</p> <p>(理由)政府広報オンライン発達障害ってなんだろう、国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターにも「吃音」のことが取り上げられている。</p> <p>吃音者は発話するときその障害が出現する。主に難発、連発、伸発がある。発話するとき吃ってしまうことにより、言いたいことを伝えられない。発話しやすい言葉を使うこと。上手く発話できないが故に時間がかかる。発話する際に身体全体や身体の一部が不自然に動くことや表情が歪むことがある。発話する際に相手に唾液を飛ばしてしまうこともある。絶対に発話しなければならない挨拶や名前を名乗ることや、言いやすい言葉を発話するためタメ口になることや敬語が使えないこともある。接客マニュアルに書いてある順番通りに話せないこともある。決められた言葉を発話できないために相手から常識がない人間だと思われることもある。吃音者知らない人間から見れば不自然、不審、不安、恐怖、嫌悪、不快、非常識だなどの感情が芽生えるかもしれない。だが、吃音というものを理解してほしい。笑わないでほしい。吃音当事者がどのようにしてほしいかよく話し合っしてほしい。</p> <p>合理的配慮例として吃音者が言い終えるまで待つこと、発話のみのコミュニケーション以外を選択できるようにすること、敬語が使えないことを怒らないこと、常識がないと判断しないでほしいこと、吃音者が希望すれば別室で他人の視線を気にせず話せるようにすることなどを行ってほしい。くれぐれも早く話せだとか、時間がかかる奴だと言ったり思ったりしないでほしい。</p> |
| 32 | <p>「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。</p> <p>(理由)吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識さらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。</p> |

第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。

| | | |
|------------------|--|---|
| 【別紙の3(2):具体例2つ目】 | | |
| 33 | <p>下線部・追加「○情報保障の観点から、(中略)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供(手話通訳者・要約筆記者の用意、見やすい資料の提供等)、…」 (理由)事業者としての多様な手段の確保をするため、聴覚障害者の情報保障の例示も必要と考えるため。</p> | <p>第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものでありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 【別紙の3(2):具体例4つ目】 | | |
| 34 | <p>「<u>比喩表現等が苦手な～説明する</u>」という例について。わかりづらいです。文頭に「発達障害者で」を、「説明する」の前に「具体的に」という文言を追加してください。また、その後に、例えば嫌味などは通じないことや、額面どおりの意味を取りがちなこと、あいまいな表現が苦手なことを追加してください。どんなあいまい表現を使うと混乱を生じるのかがわかるようにしてください。 【理由】この例は、初め、なんの障害のことを言っていて、どのような場面に対する配慮なのか、全く想像がつかせませんでした。発達障害も社会に理解されにくい障害の一つであり、非障害者にも想像がつくように記載した方がよいと思います。刑務所などでは、発達障害者の言動が「かわった行動」で済まされなくて、トラブルに発展してしまうのだと思います。特に知的障害(発達障害)者は初期段階で、コミュニケーション支援につなげることが求められていると思います。</p> | <p>御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。「二重否定表現などを用いずに、<u>具体的に説明すること。</u>」</p> |
| 【別紙の3(3)】 | | |
| 35 | <p>“○ スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。”の箇所について、下記の表現に変えて下さい。「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」</p> | |
| 36 | <p>下線部・追加「○スクリーンや板書、教材、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」 (理由)聴覚障害者の場合、音声情報が入らないため、視覚をとおして、資料と手話もしくは文字通訳を見るため、見える範囲に収まる必要がるため。 実践例)内閣府障害者政策委員会、厚生労働省社会保障審議会障害者部会、文部科学省中央教育審議会にて、実践例あり。</p> | <p>御意見を踏まえ、次のように修正いたします。「スクリーン、<u>手話通訳者、板書、教材等</u>」</p> |
| 37 | <p>以下の内容を盛り込むこと 「<u>障害特性によって、人間関係を構築することに困難を抱える障害者に対して相談窓口を開くこと</u>」 (理由)刑務所などで、集団生活が苦手な障害者が、往々にしていじめにあうことが多く見られる。人間関係に悩む障害者に相談の窓口を開くことは重要である。</p> | |
| 38 | <p>以下の内容を盛り込むこと 「<u>障害特性を踏まえた更生プログラムの実施</u>」 (理由)障害特性によって、通常のプログラムでは、その効果が期待できない場合に、福祉専門職も参加して、本人にとってより効果が期待できる更生のための支援プログラムを策定し、実施、監視していくことが必要です。</p> | <p>第2の2(3)にもあるとおり、別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものでありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|-------------|--|--|
| 39 | <p>「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をするが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。 (理由)吃音のある人にとっては、大勢の人の中で話すことで大きなストレスを受けます。言葉がさらに出にくくなることがあります。比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたいと思います。</p> | <p>御意見を踏まえ、次のように修正いたします。「多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて」</p> |
| 【全体に関わる御意見】 | | |
| 40 | <p>最近では障害者であることを理由に不当な要求をする者や団体も存在する(要求を拒否すると障害者差別であると騒ぐ)ので、障害者からの不当要求に対する毅然とした対応についても明記すべき。</p> | <p>障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方については、基本方針において基本的な考え方が整理されており、これに基づく対応指針においても同様の記述としています。</p> |
| 41 | <p>障害者に対しては特別の配慮が社会上必要であり、更生保護事業における障害者に対する配慮は重要である。ただ、ここで「積極的改善措置」は必要ないとする。そもそも条約・法律に記されているのは「合理的配慮」である。これを勝手に「積極的改善措置」が求められるとするのは法務省であつても許されず、むしろ法令解釈のフライングを自ら行っているとなる行為であるので戒められるべきである。 話は逸れたが、合理的であり、個人の特性に合わせたより適切な更生・保護が行われるようになる事を求めるものである。</p> | |
| 42 | <p>各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。 対応要領・対応指針等をはじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報保障に配慮し、点字(墨字ページ参照付)、音声、拡大文字、電子データ(テキスト、WEB)を必ず提供すべきである。 WEBサイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。 施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。</p> | <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 43 | <p>(6)表記上「…が望ましい」のような曖昧な表現ではなく、事業者には努力義務があることの意識を強くするために「が必要」という表現にすべきである。</p> | <p>御意見を踏まえ、次のとおり加筆いたします。 <u>「4 留意点 対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。</u> <u>事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第12条の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。」</u></p> |
| 44 | <p>(7)障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のためWEBサイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けることなどを要望する。</p> | <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、原案において具体例は「別紙」としております。</p> |
| 45 | <p>更生保護施設などでの支援内容を考えると、「福祉事業者向けガイドライン」程度の内容が必要だと思われる。「福祉事業者向けガイドライン」を参考にするようという趣旨の文を加えてはどうか。</p> | |
| 46 | <p>対応指針の内容が全体的に不足しているように感じる。他の対応指針を参考にしてほしい。修正加筆をしてほしい。 (理由)更生保護事業を説明したホームページを拝見しました。更生保護事業とはとても重要な事業であると思います。更生保護施設を利用する人々の中には社会的障壁を持った人がいます。もう少し詳しくわかりやすい対応指針案にならないでしょうか？ 例として厚生労働省関係の対応指針案「障害者差別解消法に基づく衛生事業者向けの対応指針(案)」、「障害者差別解消法に基づく医療事業者向けの対応指針(案)」、「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針(案)」の以上3つがイラストや対応事例や参考ホームページが記載されていてわかりやすいと思いました。 更生保護事業の対応指針案もこのように詳しくわかりやすい対応指針案にならないでしょうか。</p> | <p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 47 | <p>関連ホームページという一覧を対応指針案に追加してほしい。 (理由)厚生労働省3つの対応指針案を参考にして読み手がわかりやすいように、参考文献や情報が記述してあるホームページURLリンク集を更生保護事業の対応指針にも盛り込んでほしい。</p> | |